

わすかでも年金を増やす方法

会社員だからできる老後資金作り！60歳以降の年金を増やす方法

まだまだ先のように思える老後のこと。しかし高齢者の貧困問題が話題になっているいま、老後に対して経済的な不安を感じる人は少なくありません。

そこで考えたいのが、老後の生活の支えとなる年金のこと。会社員として働きながら、将来もらえる年金額をアップさせるにはどうすればいいのでしょうか。

今回は、節約アドバイザーのヨースケ城山さんに、年金を自分で増やす方法について伺ってきました。早い段階から、老後に向けた準備をしていきましょう。

■1：攻めの「個人型確定拠出年金」で年金を増やす

会社が企業年金を実施していない場合は、個人型の確定拠出年金に加入することで節税メリットと60歳以降の年金の増額を狙えます。会社員のおよそ2,000～2,200万人が対象となり、自営業の方も利用可能です。

個人型確定拠出年金は、原則60歳まで解約不可。60歳以降であれば年金もしくは一時金として受けることができます。年金受け取りの場合は、5～20年で分割受け取り。受け取りの方法は、自分で自由に選択できます。

ただし10年以上の加入期間が必要となるので、40代のうちに加入しなければ60歳から支給されません。城山さんは「現実的には40代前半から少しだけの掛け金で加入しておいて、子どもが独立したら掛け金を多くするという形が望ましい」といいます。

個人型確定拠出年金の最大のメリットは、掛け金すべてが所得控除対象となること。そして個人年金をやるよりも節税メリットのおかげで、元本割れのリスクがほとんどないことです。

また個人型確定拠出年金が“攻めの年金”と呼ばれているのは自分で運用先を選ぶことができるから。運用次第では高額のリターンも望めるのです。城山さんも「ぜひ、検討してほしい年金です」と勧めています。

■2：守りの「財形年金」で年金を増やす

会社が財形制度を実施していて、55歳未満であれば財形年金を利用できます。元本550万円までの範囲で、利息が非課税となります。

積立方法は、毎月の給料や夏・冬のボーナスからの天引き。積立期間は5年以上が必須で

す。たとえば 54 歳で加入し、5 年間積み立てをして増やすこともできます。

「最近でこそ低金利であるため魅力が低下していますが、給与から直接天引きされ確実に積み立てられます」と城山さん。なかなか老後のための貯金ができない人にもよさそうです。

財形年金の受取期間は、満 60 歳以降に 5 年以上 20 年以内。保険商品の場合は、終身受け取りも可能です。積み立て終了から年金受け取り開始まで、5 年以内の据置期間（積立てを行わない期間）も設定できます。

財形貯蓄は、確定拠出年金にくらべると”守り”の年金増額になるとのこと。そんなに増えることはありませんが、しっかりと確実に積み立てができるのです。

■3：70 歳まで「厚生年金」に加入しながら年金を増やす

70 歳まで厚生年金に加入すると、70 歳時に年金受取額が再計算されます。65 歳以降ずっと厚生年金に加入していれば、65 歳から 70 歳までの厚生年金の期間を含めて年金受取額が計算されるため、年金額も増えることになります。

また 65 歳以降、途中から厚生年金に加入した場合には、その時から 70 歳までの厚生年金の加入期間を含めて年金受取額が計算されます。65 歳以降 70 歳まで厚生年金に加入していなければ、70 歳時の再計算はありません。

ただし 65 歳未満で働くのと 65 歳以上で働くのではいくらかの違いがあるそうです。城山さんは「一定の収入がある場合、年金が一部減額または全額減額になるので、どれだけ働くかは注意が必要です」とおっしゃいます。

基本的に、年金は裁定請求（受け取る手続き）してもらえるもの。みなさんは「厚生年金」と「厚生年金基金」とでは、請求先が違うことをご存知ですか？ 厚生年金は、国が運営する公的年金制度。厚生年金基金は、企業によって実施される年金制度のひとつです。

城山さんは「これを知らない人が意外と多く、年金をもらい忘れて人が多い」と指摘します。

厚生年金は日本年金機構に請求となり、厚生年金基金は加入期間が 10 年以上の場合はその基金に、10 年未満の場合は企業年金連合会に請求を行います。10 年未満の場合は自動的に基金から連合会に移換されるのです。

しかも厚生年金基金は、1 ヶ月以上の加入期間があれば受給することができます。60 歳からの受給が可能のため、自分の「ねんきん定期便」などの加入記録の中で厚生年金基金の名称がある場合は、注意が必要だといいます。

平成 24 年度のデータによれば、厚生年金基金の請求漏れの未請求者は 13.7 万人。企業年金連合会の請求漏れの未請求者は 133 万人と、受給権者数に対する未請求者の割合は合計 20.4%となり、およそ 5 人に 1 人が請求していないのが現状だそうです。

城山さんは、「結婚などで氏名が変わった、引っ越しをしたという方は 60 歳にもなっても基金、連合会から連絡がないので自分から請求をしないと忘れられた年金となってしまうので注意して下さい」と話します。おぼえておきたいですね。

*会社員だからこそ利用できる制度を使うことで、受け取れる年金額を増やすことができます。余裕のある老後生活を実現するためにも、いまから老後資金について真剣に考えていきましょう。

(文/椎名恵麻)

60 歳から年金受給できる手段も！主婦が年金を増やす 3 つの方法

2016.06.14 shutterstock

2016 年、2017 年と、主婦の年金に関する法律が改正されることをご存知ですか？

たとえば、条件によってはこれまで「130 万円の壁」といわれていたものが 106 万円に引き下げられることになっています。

不利であるように思われるかもしれませんが、これは主婦が将来もらえる年金を増やすチャンスでもあるのです。

■1：パート勤務でも OK な厚生年金に加入する

2016 年 10 月から、一定条件で働くパートタイム労働者でも厚生年金に加入できるようになるというものです。以下の 3 つの条件にすべて当てはまる人なら大丈夫ですので、チェックしてみましょう。

- (1) 1 週間の労働時間が 20 時間以上
- (2) 月収 88,000 円（年収 1,060,000 円）以上
- (3) 1 年以上勤務見込みである

(平成 28 年 10 月から適用の厚生年金保険法第 12 条による)

今回の法律では、従業員が 501 人以上の企業に勤めている人のみが対象になっていますが、これらを満たしていれば、パート勤務の人でも厚生年金に加入できるようになります。

その場合、毎月の給与から厚生年金が天引きされることになりますが、そのまま定年まで働けば、将来は正社員と同じく「厚生年金+国民年金」を受け取ることができます。

ただし、第 3 号被保険者から第 2 号被保険者への変更となるため、夫の保険料だけだった

これまでとは違い、妻も社会保険料を支払わなければいけません。

ですから、目先の手取りを優先するなら、「106万円の壁」を超えないように年収を調整するほうがよいでしょう。

しかし、生涯での総支払額と受取額の収支を考えれば、厚生年金に加入しておくほうが利になる可能性も高いので検討の余地はあります。

■2：「繰り下げ受給」を使って年金の受取額アップする

本来 65 歳から支給される年金は、66 歳以降に繰り下げて受給することで、1 ヶ月につき 0.7%増額されます。この制度を上手に使えば、年金は増やすことが可能です。

繰り下げができる最大月数は 60 ヶ月（5 年）となっており、 $0.7\% \times 60$ ヶ月で最大 42%の増額が可能。ただし 12 ヶ月経過しないと繰り下げの受給権は発生しませんので、66 歳以降に受給することが繰り下げの条件になります。

この制度では、万が一繰り下げている期間中に年金が必要になった場合、途中で 65 歳にさかのぼって受給することも可能。

その際は繰り下げの金額は適応されませんが、急にまとまったお金が必要になったときや、大病を患ってしまったときなど、申請すれば一時金として受け取ることができるのです。

また、老齢基礎年金と老齢厚生年金の 2 つがある人の場合は個別に繰下げをすることもできるので、自分の経済状況に合わせて検討してみましょう。

もし 65 歳になる時点で迷っている場合は、とりあえず繰り下げ受給を選択するというのもひとつの手といえます。

ただし、条件によっては配偶者加給年金などの支給がなくなることもあるので注意してください。

■3：「個人型確定拠出年金」で 60 歳から年金を受給する

2017 年 1 月 1 日からスタートする個人型の確定拠出年金は、これまで加入できなかった主婦や公務員にも対象が広がることとなります。この確定拠出年金は、主婦こそ加入すべきです。

確定拠出年金とは、公的年金に上乗せする手段となるもの。主婦が確定拠出年金に加入する場合は「個人型」となります。

第 3 号被保険者である主婦の人は、公的年金については世帯主の拠出だけですが、確定拠出年金は自身で掛け金（限度額月額 23,000 円）を支払う必要があります。

あまりうまみがないように感じられるかもしれませんが、おすすめできる理由は、この確

定拠出年金は持ち運びができるという点です。

いまは働いていない、もしくは扶養内で働いているパートタイムの主婦も、今後は扶養を外れて働く可能性があります。その際、個人型に加入していれば企業型の確定拠出年金に移換できるのです。

反対に、企業型の確定拠出年金を行う会社に勤めていた妻が出産や子育てを機に退職した際は個人型に移換することもできます。

つまり若いころから年金支給開始日まで継続して積み立てることができるシステムなのです。これは途切れないことが大切です。

また、もうひとつの大事な理由は、支給開始年齢が 60 歳から選べること。何歳になっても働けるまで働こうと思っている方は多いと思いますが、60 歳を過ぎると給料はやはり現役とくらべると下がるのが普通です。

そんなとき少額でも 60 歳から年金が入ると、心の余裕が違います。確定拠出年金は 5 年、10 年などの有期年金もありますので 5 年有期で考えて公的年金の支給開始年齢までつなぐということもできます。

*年金については旦那さん任せという人もいるかもしれませんが、実は主婦でも年金を増やす方法はあるんですね。新しい制度を知って、いまのうちにしっかり備えておきましょう。

(文/平野鞠)

貯金額が 2000 万円でも不安な時代に公務員が年金を増やす方法

■1：新たな制度「年金払い退職給付」で年金を増やす

平成 27 年 10 月、職域加算が廃止され、共済年金が厚生年金に統合されました。

「職域加算」とは、公務員の年金の“3 階”に当たる部分。すべてが終身年金でその分の保険料（掛け金）はなし、という魅力的なものです。

しかし、それゆえに官民格差を指摘する声も多く、今回の廃止に至りました。これから受給できるのは、統合前の期間（平成 27 年 9 月まで）をもとに算出された分のみ。27 年 10 月以降に公務員になった人は、受け取ることができません。

「えっ！ 急に 3 階が 2 階になってしまうの？」と驚いた公務員の方もいるかもしれませんが。じつは、そのかわりに新設された制度があります。「年金払い退職給付」です。

年金払い退職給付はすべての公務員に適用されます。半分が終身年金で、もう半分は支給期間が 10 年または 20 年（一時金に変更することも可能）の有期。ほかの年金と同じように、自分の保険料を積み立てて退職後に受け取る積み立て方式となります。

すべての公務員に適用されるので“増やす”という観点からは外れますが、半分が有期であるということも併せて、よく頭に入れておくことをお勧めします。

■2：公務員も OK になった「個人型確定拠出年金」で年金を増やす

もうひとつ、公務員の年金に関する大きな制度改革があります。

平成 29 年 1 月から実施される年金制度改革で、企業年金加入者（一定の条件あり）や公務員、第 3 号被保険者（専業主婦等）も「確定拠出年金（個人型）」に加入できるようになるのです。

といっても、専業主婦（主夫）の場合は所得控除できるほどの所得がない方がほとんどで、あまりメリットは大きくありません。この制度改革でメリットを得るのは、企業年金加入の会社員、そして公務員です。

公務員の場合は、年額 14.4 万円まで確定拠出年金（個人型）に拠出できるようになります。

「少額ですが、これにも加入するとしなければ大違いです。職域加算が廃止となり、年金払い退職給付の半分が有期年金となったからこそ自分で年金を作るという発想が必要となってきます」と城山さん。

確定拠出年金は 60 歳から受け取れるため、60 歳で退職した後の収入源にできるのも魅力です。

■3：会社員以外でも加入できる「財形年金貯蓄」で年金を増やす

財形貯蓄は、給与からの天引き（賃金控除）で行う貯蓄制度。「一般財形貯蓄」「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」の 3 つがあり、会社が社員の給与から毎月一定額を天引きし、これを財形貯蓄取扱金融機関に払い込むものです。

「財形年金貯蓄」と「財形住宅貯蓄」合わせて元利合計 550 万円までが非課税となるなど、税制上のメリットも見逃せない財形貯蓄ですが、じつは公務員も利用できるのです。

財形貯蓄が適用される“勤労者”の条件は「勤労者＝事業主に雇用される方すべて」。労働基準法が適用されない国家公務員・地方公務員・船員の方も含まれます。

55 歳未満であれば利用可能で、毎月の給料や夏・冬のボーナスから天引きで、5 年以上の積み立てが条件。受け取り期間は満 60 歳以降 5 年以上 20 年以内です（保険商品の場合、終身受け取りもできます）。

積み立て終了から年金受け取り開始まで、5 年以内の据え置き期間を設定することも可能。

60歳以降に少しでも生活費が欲しいという方は検討しておいた方がいいでしょう。年金が支給されない60歳から65歳までの期間の自分への“仕送り”と考えれば、加入するメリットはあります。

「月1万円」でも、働いて収入がある今と退職して収入源がなくなってからでは、その価値は大きく変わってきます。老後に使えるお金を少しでも増やすために、いま、行動を起こすことが大切です。

(文/よりみちこ)

国民年金の第1号被保険者が年金を増やす方法

会社員にくらべて、仕事のペースや幅に自由度のある自営業。

「思い切って独立したい!」「脱サラしてカフェをはじめたい!」というような働き方にあこがれる人が多い一方、「厚生年金にくらべて年金が少ないし、退職金もないし……」と二の足を踏んでいる方も少なくないはず。

でも、本当にそうでしょうか?

じつは自営業者をはじめとした「国民年金の第1号被保険者」こそ、工夫しだいで年金を増やすことが可能なのです!自営業者の老後資金づくりは以下のとおり。

■1: 攻めの「個人型確定拠出年金」で年金を増やす

確定拠出年金は、自分で増やして公的年金に上乗せできる制度です。

特徴は、自らの責任のなかで金融商品を選び運用する点。運用次第で受け取れる年金額が決まる「資産形成」と、掛け金が控除対象になる「公的制度」の側面を併せ持っています。

最大のメリットはやはり、毎月の掛け金(保険料)全額が所得控除の対象になる点。保険料として支払っている金額×税率分が戻ってくることになります。

自営業者など「国民年金第1号被保険者」の場合、掛け金は月5,000円~68,000円の間で自由に決めることができます。最大で年81万6,000円までが所得控除の対象になるのです。

なお、受給は原則60歳から。

つまり60歳までは引き出せないのですが、60歳時点で通算加入期間が10年に満たない場合は支給開始年齢がさらに繰り上がります。

60歳から受け取りたい場合は50歳までの加入が必須です。

■2：「国民年金基金」で守りを固める

もうひとつ、自営業者など第1号被保険者の老後の所得保障のためにつくられた公的年金制度が「国民年金基金」です。

これにより、自営業者も「国民年金（老齢基礎年金）」と「国民年金基金」の2階建てにすることができます。

掛金の上限は月額6万8,000円（個人型確定拠出年金の掛金との合計）。加入は口数制で、何口、何型を選ぶかによって、将来受け取る年金が決まります。

終身年金のA型・B型、「15年間」「10年間」など支給期間に年限のあるI型・II型・III型・IV型・V型の7種類の組み合わせで、年金額や年金支給期間、開始年齢などが幅広く選べるようになっています。

こちらも掛金の全額が所得控除の対象。一般の個人年金が最大で年額4万円（平成24年1月以降に契約した個人年金の場合）までしか所得控除されないのにくらべ、断然お得です。

しかし、若いときから加入しているほど掛け金は安く、50代になってから加入すると高くなるということは覚えておいた方がいいでしょう。

■3：「付加年金」でコツコツと年金を増やす

付加年金は、国民年金の第1号被保険者だけが掛けられる年金です。ただし国民年金基金に加入されている方は対象外。国民年金基金には加入する余裕がない、という方におすすめできる制度です。

付加年金の魅力は、気軽に始められる金額設定。保険料（掛け金）は1か月400円です。そして、65歳からは『付加年金を納めた月数×200円』が年金でもらえます。

仮に1年間（12ヶ月）だけ付加保険料を払った場合、12ヶ月×400円＝4,800円となり、65歳から、毎年12ヶ月×200円＝2,400円が年金に上乗せされます。

つまり、わずか2年で元が取れる計算です。40年付加年金に入っていれば、65歳から毎年（40年×12か月×200円で）96,000円が受け取れます。

■4：未払いでも間に合う「年金」に加入する

(1) 70歳まで任意で加入できる「特例」も

国民年金（老齢基礎年金）は40年間、所定の保険料をすべて支払った場合に満額が支給されます。つまり、そうでない人は満額を受け取れないということ。

「それでは困る」という人のためにあるのが、「任意加入」の特例。

昭和40年4月1日以前生まれの人に限り、年金の受給が始まる65歳まで加入期間40年をめざして加入を続けることができます。

また、60歳を過ぎて加入期間が25年に満たない場合は、最大70歳まで加入期間を延ばすことができます（受給資格を満たすまでは年金は支給されません）。

(2) 公的年金の受給資格が10年に短縮

年金を受け取るために必要な「公的年金の受給資格期間」は25年でした。

しかし、今後これが半分以下の10年に短縮されます。いまのところ、平成29年4月から実施予定です。

これまでは、加入期間が25年に満たず「もう無理だ」とあきらめて年金を未納にしていたケースも少なくなかったそう。

10年に短縮されることで、加入のチャンスが格段に広がります。

「年金がまったくもらえないのと、少額でも年金が受け取れるのでは、老後の生活は大きく変わります。これまで未納だった場合でも、まだ遅くはありません」と城山さん。

将来のため、少しでも年金を受け取れる準備をしたいものです。

*「自営業＝年金は期待できない」とあきらめていてはもったいない！ 一度きりの人生、工夫次第で大きく広がる国民年金制度を賢く利用して「やりたいこと」を追求してみませんか？

(文／よりみちこ)